

(新旧対照表)

現行の基本方針(第一次改定)			新・基本方針(第二次改定)				
第1章 見直しにあたって 第1 見直しの経緯 第2 食の安心・安全をめぐる状況 1. おもな出来事 2. 本市及び国の状況			I 策定の趣旨 II 基本方針の位置づけ 本市が策定した他計画などとの連携や整合性を図る III 目的と成果指標 ○基本方針の目的 ○成果指標 IV 関係者の責務と役割 1 本市の責務 2 食品事業者の責務 3 市民の役割				
第2章 方向性 第1 見直しの視点 第2 食の安心・安全について 1 正しい情報の提供と選択 2 リスク分析に基づく考え方 3 新潟市が考える食の安心・安全 第3 基本方針の位置付け 本市が策定した他計画・指針などとの連携や整合性を図る ○新・新潟市総合計画 ○新潟市食育推進計画 ○新潟市食品衛生監視指導計画など			V 施策の体系				
基本方針の体系			VI 施策の推進(基本方針 5項目, 施策 14項目)				
第3章 各論(施策の展開)(中項目 9項目, 施策 27項目)			VII 施策の公表と基本方針の見直し				
大項目	中項目	施策	目的	基本方針	施策		
I 市民の食への信頼を確保するために	1 情報をわかりやすく迅速に提供します	(1)わかりやすく迅速な情報提供	1 生産から流通・消費にわたる食の安全性の確保	1 生産段階における安全性の確保	(1)農産物の安全性の確保		
		(2)相談しやすい窓口			(2)畜産物の安全性の確保		
	2 市民の意見を反映し、協働して食の安心・安全を守ります	(1)市民から意見・要望を求め施策に反映			(3)水産物の安全性の確保		
		(2)市民と協働し食の安心・安全を守る			(1)自主衛生管理体制の推進(製造・加工・調理・流通・販売)		
	3 食育推進計画と連携します	(1)市民運動としての食育の支援			(2)監視指導體制の強化(製造・加工・調理・流通・販売・消費)		
		(2)正しい知識の普及推進			(3)輸入食品の安全対策の強化(流通・販売)		
II 生産から流通、消費における安全確保のために	1 安全な農畜水産物の生産を指導します	(1)生産者自らの自主管理の推進		2 市民の食に関する理解の促進と安心の提供	2 製造・加工・調理・流通・販売・消費における安全性の確保	(4)食品表示に係る指導及び監視体制の強化(製造・加工・流通・販売)	
		(2)トレーサビリティシステムの推進				3 食品の安全性確保体制の充実	(1)試験検査体制の充実と調査研究の推進
		(3)環境と調和のとれた農畜水産物の生産・消費を支援					(2)人材育成の強化
		(4)地産地消の促進					(3)危機管理体制の整備・強化
	2 流通段階における監視指導を充実します	(1)卸売市場における安全確保の推進		2 市民の食に関する理解の促進と安心の提供	1 市民に対する食の安心・安全への理解の促進	1 生産から流通・消費にわたる食の安全性の確保	(1)食品に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供
		(2)食肉センターにおける安全確保の推進					(2)食の安全に関する相互理解の促進
	3 製造・加工・消費段階における監視指導を充実します	(1)自主衛生管理体制の推進	2 関係者間の連携・協働の推進	2 関係者間の連携・協働の推進	2 製造・加工・調理・流通・販売・消費における安全性の確保	(1)地域で活動する組織や団体との連携強化	
		(2)効率的・効果的な監視指導の実施				(2)国や他自治体との連携強化	
		(3)表示指導を推進					
		(4)輸入食品の監視体制強化					
	4 給食施設に対する監視指導を充実します	(1)効率的・効果的な監視指導の実施					
		(2)HACCPに準じた衛生管理手法の普及促進					
(3)適切な栄養摂取の推進							
(4)食材検査の充実							
(5)アレルギー対策の充実							
III 体制整備と連携のための	1 危機管理体制を拡充します	(1)健康被害防止対策の充実					
		(2)健康被害発生時の迅速な対応					
	2 関係機関との連携を強化します	(1)生産から消費までの連携した施策の推進					
		(2)国・地方公共団体との連携強化					
	(3)試験検査体制の整備と調査研究の推進						
	(4)関係団体との連携強化						
IV 取り組み指標			VII 施策の公表と基本方針の見直し				
【用語集】			【用語解説】・・・本文の空きスペースに入れ込む				
【資料編】							